

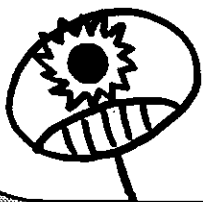
東支店 だより 7月号

【定期積金キャンペーン】開催中！！

対象期間 7月2日（月）～ 8月31日（金）

対象商品取組の方に先着でプレゼント

詳細は別添チラシまたはあなたの渉外員までお問合せください。



粗品

半端ないって！



JA共済 こども共済！

その名も

「学資応援隊」

中学、高校、大学の学費準備が出来るようになりました。

お子様の輝かしい未来の為に。。



【お見積りキャンペーン】実施中！

他社にて現在加入中の「ひと・いえ・くるま」の

保険料が高い！加入内容がよく分からない！とお悩みの方へ朗報！！

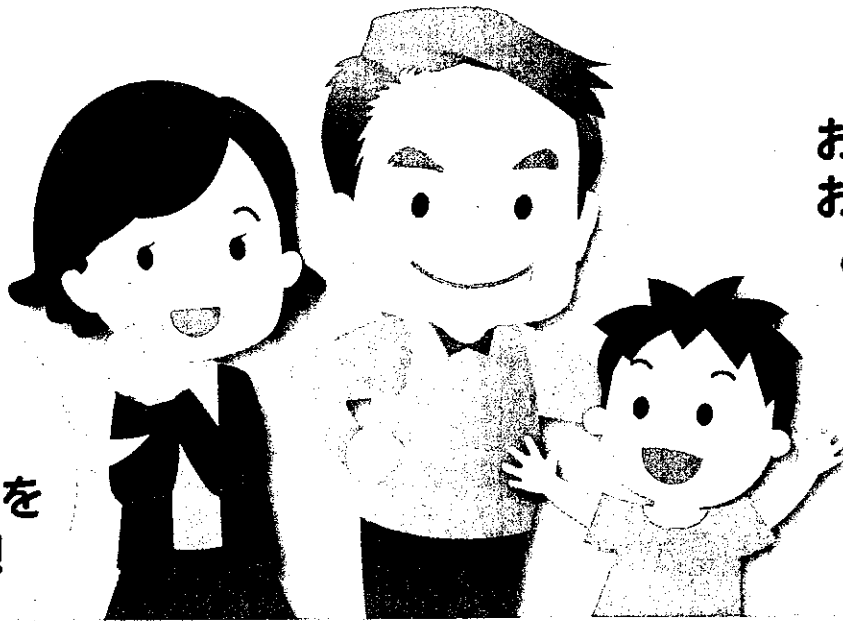
現在の加入内容を診断、ご案内致します。

詳しくはあなたの渉外員までお問い合わせください。



おじいちゃん、
おばあちゃん。
ありがとう。

かわいい
孫のために
進学のお祝いを
用意したい！



JAのこども共済
学資応援隊

おじいちゃん・おばあちゃん
世代におすすりめしたい **全期前納プラン**

ご契約例	学資金型 (大学プラン・基本型) 契約者：男女共通・全年齢共通 被共済者：男性0歳・12歳払込終了・18歳学資金支払開始・22歳満期 共済掛金払込免除不担保特別あり・共済金額：500万円 (平成30年4月時点) 年払い共済掛金：4,502,785円 (口座振替扱い)
------	--



全期前納
年払共済掛金の総額を1回でお支払い
いただくことで割引が適用されます！

お支払いいただく
共済掛金の総額
4,502,785円

給付総額
(学資金+満期共済金)
500万円

給付率
(給付総額÷払込共済掛金総額)
約111.0%

※1：給付率は、ご契約者さま・お子さまの契約日の年齢、学資金支払開始年齢など契約内容によって異なります。

JAのこども共済「学資応援隊」は
「共済掛金の払込免除の保障」をなくすことで
0～12歳のお子さん、お孫さん、ひ孫さんの居る方なら
健康状態に関わらず何歳でも加入できます!!

※共済掛金払込免除不担保特別を付加する場合があります。

贈与税の非課税財産 について	受取った学資金や満期共済金を孫に生活費または教育費として贈与する場合、扶養義務者(配偶者及び直系血族及び兄弟姉妹等)から生活費または教育費として贈与を受けた財産となるため、非課税となります。
関係法令等 (国税庁ホームページより)	相法第1条の2第1号、第21条の3第1項第2号、相基通1の2-1、21の3-3、21の3-4、民法第752、民法第877 ※「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用をいう。また、治療費や養育費その他これに準ずるものを含む。 ※「教育費」とは、被扶養者(子や孫)の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られない。

※平成30年4月現在の法令等にもとづき記載しております。